

平安初頭の南出羽における律令信仰の様相

須賀井新人

1 はじめに

古墳をぐるりと取り巻く埴輪の列は、近づく者を払う境界の役目を果たしたとされる。また『日本書紀』には、雨乞いのため生馬を殺して神に捧げたという記事が確認できる。呪術は古より、人々が暮らしていく幾多の場面において、無くてはならないものであった。

現在の山形県と秋田県域に出羽国が建国されたのは、1,300年前の和銅5年(712年)のことである。京の都から遠く離れた北の大地に住む人々は蝦夷えみしと呼ばれ、律令国家の国土統一政策により、征討・開化の対象とされた。大和朝廷は7世紀半ばから9世紀初めにかけて、蝦夷の住む土地に郡を設置して支配域を拡大するために城柵を設け、多数の役人や兵士を送り込んだ。

律令国家の成立と共に、中国から新たな呪術としておんみょうどう“陰陽道”がもたらされる。陰陽道は都の貴族たちの暮らしに決定的な影響を及ぼし、やがて地方官衙に伝えられるようになる。出羽国では全国に先駆けて、嘉祥4年(851年)に陰陽師が置かれたが、その背景には、当時の出羽国は全国的に見ても災害の頻発する国であり、北に住む蝦夷の不穏な動きに対処するため、陰陽道の呪力を借りようとしたことが窺われる。

一方、古代の日本における仏教は、人々の純粋な信仰心や教理に導かれて隆盛しただけではない。律令政府によって政治的に利用され、軍事力と共に国家を統治するための有効な手段と考えられていた。

本稿では、仏教の東北地方への波及について記述した後、陰陽道とその伝来を整理し、県内の遺跡発掘調査で明らかになった寺院関連遺跡と、律令祭祀に関わる遺跡の事例をいくつか取り上げ、律令国家の実像を考察してみたい。なお本稿は、平成22年度に山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館にて開催された企画展「平安初頭の南出羽—官衙とその周辺—」の展示図録を兼ねた概説書において、その解説のため執筆した原稿に加筆したものである。

2 仏教の東北波及

東北地方へ仏教が初めて波及したことを示す文献資料は、『日本書紀』持統天皇3年(689年)正月の記事(59頁に抜粋)が最初である。東北地方においては、蝦夷を教化・善導し、辺境の順調な経営と国家護持という役割を担って普及されたものであった。持統3年紀に見える記事は、現地民の中にも仏法に帰依し、戒を保って僧侶になることを許されたとのことで、蝦夷の鎮撫と教化の手段として仏教を普及することが一定の成果を納めたことの表れとして捉えられている。古い寺院跡の分布から、例えば白川軍団と借宿廃寺、多賀城と多賀城廃寺、秋田城と四天王寺というように、大きな寺院は国衙や郡衙もしくは城柵などに付属した官寺として成立した。ここで辺境の安穩、怨敵の降伏を祈ると共に、たえず蝦夷と接して不安な日々を送らなければならない律令官人たちの心の支えと、平安を祈る依りどころとしての役割を果たしたのである。律令国家にとって仏教は、東北開拓に当たって、夷民の順撫・教化という精神的文化的な役割を持っていたのである。承和4年(837年)、出羽守の小野宗成は最上郡に「さいくいん濟苦院」を建立したほか、国分二寺の仏菩薩像を造り、400巻余に及ぶ写経を行っている。このように東北地方では、7世紀後半代には仏教が波及し、西暦800年前後には寺院も建立され、9世紀に入り一般の人々の間にも定着していくようになる。

平安期の出羽国府に擬定されている城輪柵においても、国家鎮護と蝦夷教化の依りどころである国分寺をその周辺に建立したであろう。酒田市八幡町に所在する「堂の前遺跡」は、その国分寺跡と考えられている。付近には「トウガシマ」や「トウノオキ」などの地名もことから、「塔の前」であったとも推測される。

平安時代には、朝廷から題額を下賜された「じょうがくじ定額寺」が各地に成立した。この寺格は国分寺に次ぎ、500束ないし1,000束の官稲を国から支給される恩典に与った。出羽国の定額寺は6カ寺が挙げられ、史上に見え

る定額寺の数は60カ寺なので、その一割が出羽国にあったことになる。その背景として、俘囚の土豪のうちにも私寺を建立して国の保護を願う者もあり、朝廷もまた俘囚教化のため加護したことが要因とされる。しかし、この定額寺も律令制の後退と共に、恩典や実益が伴わなくなって衰退の一途を辿るようになった。

3 寺院関連遺跡

(1) 堂の前遺跡

出羽国府と擬定されている酒田市の城輪柵跡の東方約1.5 kmに位置し、標高約15 mを測る日向川の沖積平野に立地する。昭和54年(1979年)まで第8次に亘る調査が継続して行われ、出羽国分寺跡に比定される成果が得られたことから、同年10月に国指定史跡の告示を受けた。

トレンチ調査で全面発掘されていないが、矢板列を伴う区画により東西2町×南北2.2町規模の不正方形の外郭を構成するものと推定される。外郭南辺のほぼ中央には、八脚門を検出している。区画内には筏地業敷材のある建物跡があり、盛土版築がなされることから基壇と考えられ、重層構造の塔跡と判断された。他にも、金堂と類推される大形の建物跡などの存在が確認された。

出土遺物には墨書土器が多く含まれ、「急々如律令」¹⁾と墨書された呪符的な木簡3点や、官人装身の石帯が2点出土している。出土土器から推測できる年代は、9世紀前半から10世紀初頭にかかる。

遺跡範囲に対する調査区が部分的であるため、内部構造が不明瞭な点は否めないが、上記の遺構・遺物の内容から見て国分寺跡と想定できる。

(2) 太夫小屋1遺跡

川西町南部の時田地区に位置し、北流する黒川と誕生川に挟まれた氾濫原低地に立地する。「小屋」は「興屋」と同じく近世初頭頃の開発地域における地名で、在家がなかったことから、周辺には「大坪」や「一条」などの条理地名が残る。平成10年(1998年)に発掘調査が行われ、全国的にも類例の少ない、規則的な配置をなす大形の布掘筏地業建物跡が検出された。

布掘筏地業建物跡3棟のほか、大形の礎板建物跡7棟と掘立柱建物跡3棟が検出されており、8世紀末から9世紀中葉までの間に、3期に亘る変遷が考えられ

ている。布掘筏地業建物跡の1棟は桁・梁行長とも7.7 m、4間×4間の正方形を呈する。内側にも布掘が施工されることから、間仕切りが存在した可能性を指摘できる。遺跡内の出土遺物では、円面硯34個体・風字硯14個体と陶硯が非常に多く、墨書土器などの文字資料も250点以上確認されている。また、浄瓶・香炉蓋・火舎や金属器模倣の稜塊などの仏具、灰釉・緑釉陶器が出土しており、これらの遺物から正方形の布掘筏地業建物跡は、仏堂と認識されている。

建物規模が極めて大きく規則的に配されること、陶硯・陶器や仏具類、墨書土器などが多く出土したこと、氾濫原という軟弱地盤にも拘らず、3期に亘り造営が繰り返されたこと等から、報告書では仏堂を併設した郡衙跡と結論付けている。一方で、国分寺級の伽藍配置ではないものの、建物跡群を講堂や法堂として、郡に所属した寺院との見方もされている。

4 陰陽道とその伝来

陰陽道は中国古代の陰陽説、五行説の上につつ信仰的思想である。宇宙万物は、陰(マイナス)と陽(プラス)との組合せによって生成するものであり、その変転は木・火・土・金・水の五原素に基づいて推進されるとい、一種の自然哲学ないし自然科学的な思想である。中国大陸から朝鮮半島を経由して日本に伝えられ、『日本書紀』推古天皇10年(602年)の条に、百済の僧が来朝して暦・天文・地理などの方術の書を献上し、朝廷では書生3~4人にこれを学ばせしめたとある。それから約100年の間に法制化され、中務省に陰陽寮という部局が置かれるようになった。その長官を陰陽頭と言い、その下に陰陽師、陰陽博士のほか、天文博士や暦博士などが配置され、各学問を学ぶ書生の養成が行われた。

陰陽道の基盤は、上述のように抽象的な陰陽五行説であるが、易の思想と結び付くことによって具体的な占術となり、日本古来の卜法と共に実践されていた。古代日本の政治思想は儒教を正統的な基盤とするもので、道教は官学の教科からも除かれていたが、陰陽道はむしろ道教と思想的な関連を有するものであった。そのうえ道教は、仏教との対立関係によって禁圧されるに至ったことから、陰陽道にも反官的な傾向が現れ、かえって民間信仰との繋がりを強めることになった。

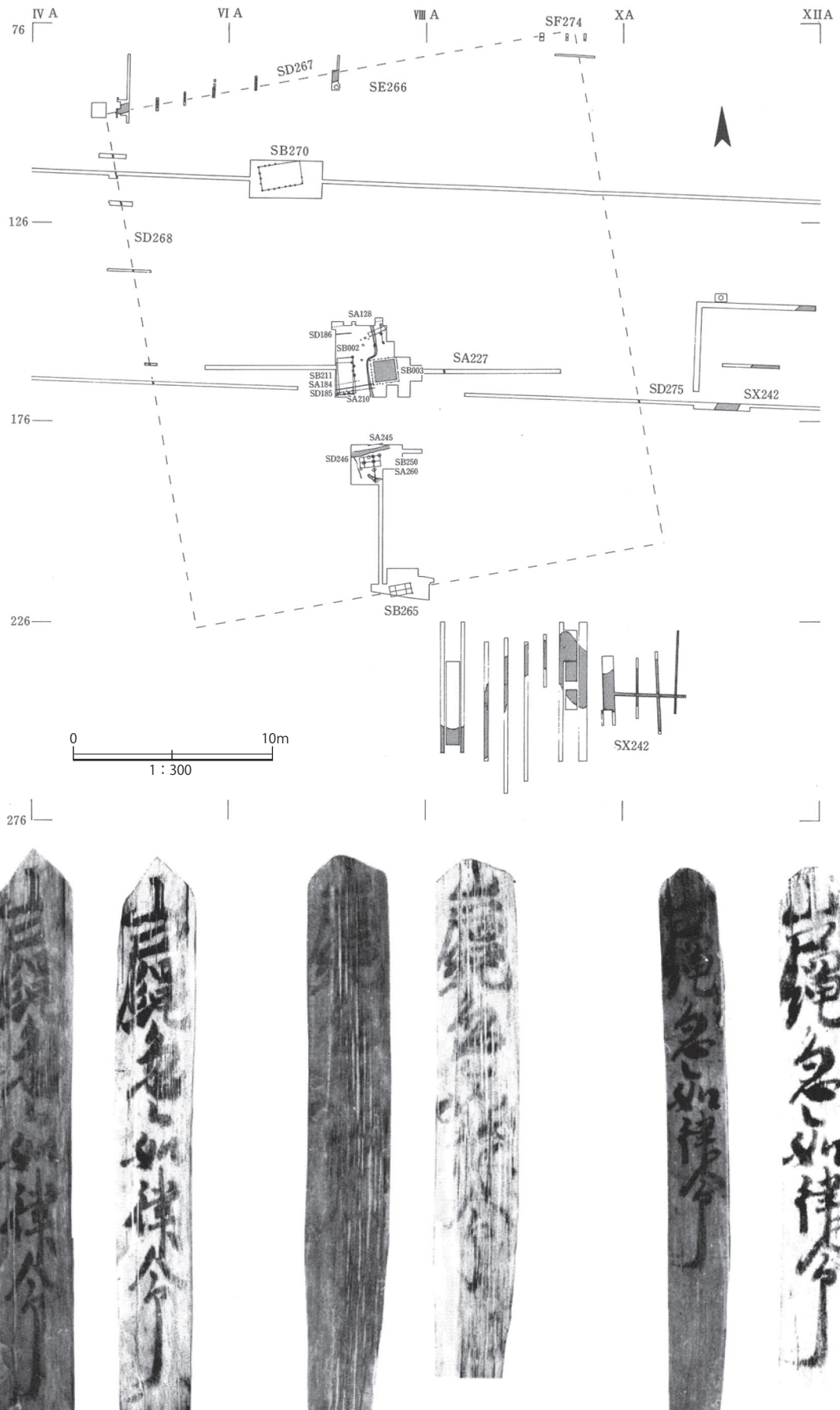


図1 堂の前遺跡遺構概略図、出土木簡

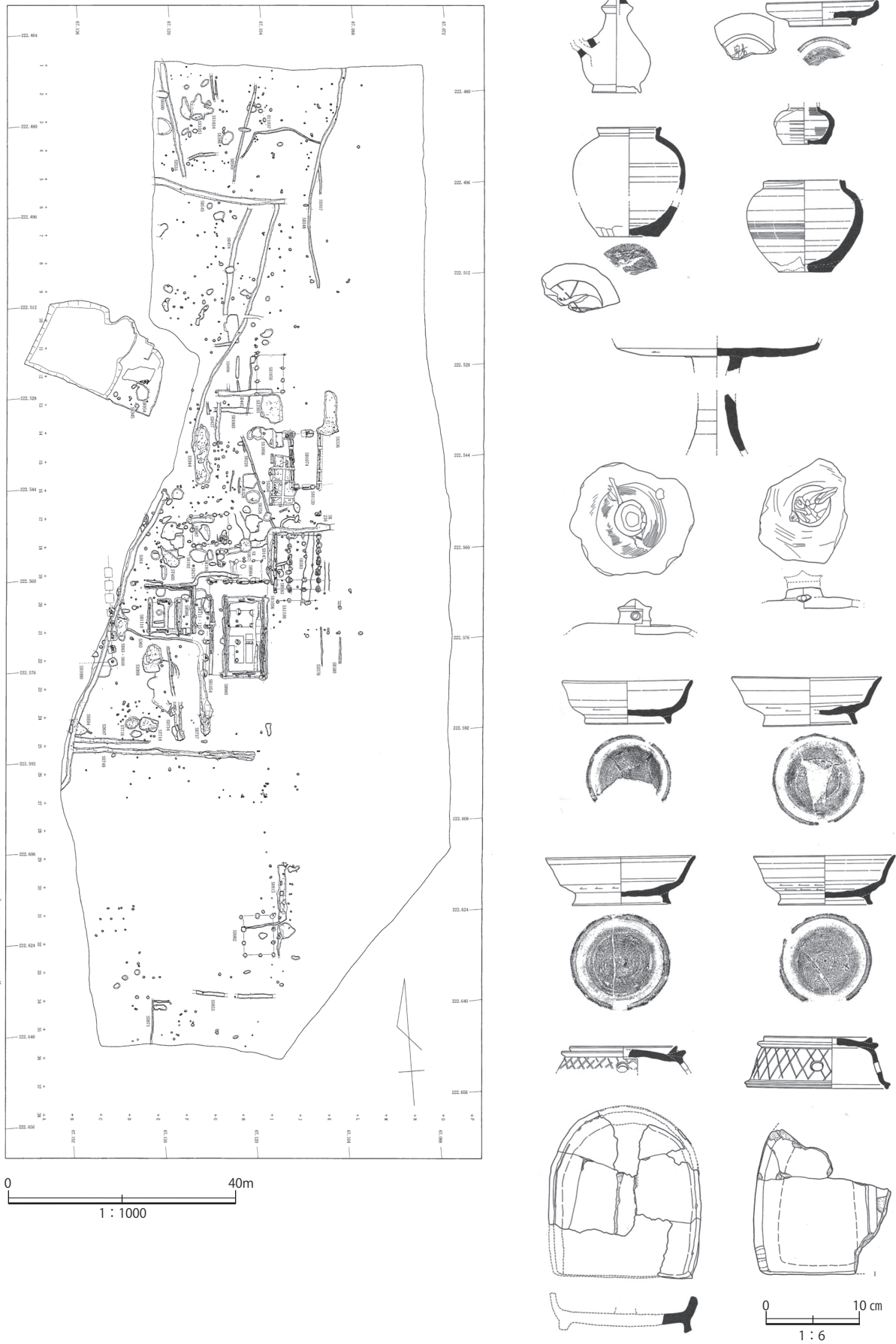
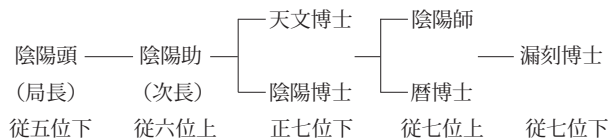


図2 太夫小屋1 遺跡遺構配置図、出土遺物

表1 陰陽五行説

| 基本形 | 木 | 火 | 土 | 金 | 水 |
|-----|----|-----|----|----|----|
| 方位 | 東 | 南 | 中央 | 西 | 北 |
| 色 | 青 | 赤 | 黄 | 白 | 黒 |
| 四季 | 春 | 夏 | 土用 | 秋 | 冬 |
| 霊獣 | 蒼龍 | 朱雀 | 黄龍 | 白虎 | 玄武 |
| 天体 | 木星 | 火星 | 土星 | 金星 | 水星 |
| 地形 | 河川 | 海・湖 | 龍穴 | 大道 | 山 |



陰陽道は、政治・天文学・帝王学・医術・土木・^{ぼくせん}ト占など集大成した、壮大な呪術の体系であり、今でいう最新の技術・世界観である。学術的な要素を有する反面、極めて呪術的ないし信仰的な要素を有しており、福を招き禍を除くことを目的としたので、祭り・祓い・占い・呪いなどを重視した。祭りには、長寿や栄達を祈願するためのものや、疫神・邪鬼の侵入を防御するためのものがある。祓いには、定められた日時に定められた場所で水浴し、不幸や病気の原因を洗除するためのものなどがあつた。また占いは、いかなる年月日時にいかなることを成すべきかなど、吉凶の判断を詳しく説いて世人の信を得たのである。これらの呪術は、古代では公家の政策に、中世では武家の戦術に取り入れられることもあつた。近世においては一般民衆の間にも浸透していったが、近代では科学思想の普及によって迷信打破が叫ばれるようになり、沈静化していく。それでも婚礼や葬礼の日取り（大安・友引・仏滅など）、旅行や移転の方位（恵方・鬼門など）、縁組や就職の相性関係など、密かに取り上げる習慣は今なお残されている。

日本への伝来は、五行博士や易博士の来日の記事から6世紀前半と推測され、日本の神道と相互に影響を受け合いながら独自の発展を遂げた。当初は主に漢文の読み書きに通じた渡来人の僧侶によって担われていたが、やがて朝廷に奉仕する必要性から俗人が行うことになり、7世紀後半頃に陰陽師が登場する。律令制では僧侶が天

文や災異瑞祥を説くことを禁じており、陰陽道は国家管理のもとに置かれた。したがって、律令体制に組み込まれた陰陽師の仕事は官僚的性格を有していたが、やがて藤原氏の台頭により律令制が綻びだすと、陰陽師は天皇や有力公家の私生活に入り込み、彼らの精神生活の一部を支配しだした。

5 出羽国の動向

『続日本後記』には、9世紀中頃の出羽国について、以下のような興味深い内容が記されている。

承和6年（839年）、出羽国は朝廷に次のように言上した。「八月三日以来、長雨が降り続き、雷電が轟いた。一〇余日を経てようやく晴天となったが、田川郡西浜に多数の隕石が落ちていた。ここは砂浜で、以前から石はなかったのに、白・黒・青・赤など、いろいろの石が転がっていた。あるいは^{やじり}鏃に、あるいは^{ほこ}鏝に似ている。みな尖った方は西に、根元の方が東に向かっている。故老に訪ねたが、まだこんなものは見たことがないと言っている」

朝廷は出羽から送られてきた鏃・鏝のような石をひとまず^{げき}外記局に納めた。あるいは天上で神々が戦争を起し、それに用いたものが庄内浜に降ったのかもしれない。地上でもなにか変事が起きないとも限らないと考え、出羽・陸奥などに戒厳が指令された。翌年七月、朝廷は鳥海山の大物忌神に従四位下を授けた。このときの^{しょう}詔に、「昨年八月、遣唐船が南方で漂流し、賊と遭遇した。わが方は寡少だったのに、大勢の敵に勝つことができたのは、天佑神助によったとしか考えられない。この間の事情を推量すると、昨年、出羽国が“大神の雲のうちに、一〇日間戦争の音を聞いてのち、石の兵器が天上から降ってきた”と言上したのと、時期的に符号している。おそらく大物忌神が助けてくれたのであろう」とある。

出羽国ではその後、承和8年（841年）及び承和13年（846年）に相次いで飢饉にみまわれ、さらに嘉祥3年（850年）には大地震が襲う。辺境の地でこれらの災異が多いことと、北に接している蝦夷の反抗を事前に察知し、国の大事を占う目的から、陰陽師を置くことが許可されている。蝦夷と国境を接する出羽国ならでの、全国に先んじた派遣であった。

6 律令信仰の事例

(1) 俵田遺跡

城輪柵跡の南東約2 km、標高約10 mの水田中に位置する。昭和53年(1978年)と同58年の発掘調査で、堅穴住居跡1棟や掘立柱建物跡8棟のほか河川跡などが検出され、出土遺物により8世紀末から11世紀代まで存続したと推測される集落跡である。俵田遺跡では、これまで全国でも稀な例の祭祀場跡が検出された。

この祭祀遺構は、幅2～3.5 m・深さ50 cm程を測る小河川跡の西側で見つかり、約5 m四方の範囲に構築されている。出土した祭祀具は2個体の甕形土器と、約120点に及ぶ人形・馬形・齋串ひとかた うまかた いぐしなどの木製模造品である。出土状況から判断して二つの纏まりに分けられることから、二度の祭祀が行われたとも想定できる。器高約35 cmの赤焼土器甕の外面に、「磯鬼坐」の文字と四体の人物を描いた人物墨描土器が出土し、この中には長さ50 cm前後の齋串30本、34 cmかたなかたの刀形1本、人形の股部8点が入っていた。墨描された人体は座った全身像で、人面以外をひと筆描きで簡略化している。甕の周囲には、他に人形・馬形・齋串が散乱しているが、東方の小河川に向かって甕を中央にして左右対称に検出されている。人形は甕内部の齋串同様長さが50 cm前後を測り、両足を作り出すために股の部分を切り取っており、その股部が甕に納められている。顔の表情は吊り上がった目をしたおどろおどろしい形相で、胸部に「石鬼坐」と墨書される。馬形は約20 cmの大きさで、背には鞍を表現した切り込みが入る。もう一組は、2.6 m程離れた所であって、器高が12.5 cmを測る須恵器の小甕を中心とするものである。器内に人形と齋串が計9本入っており、この周囲からも前者に比して小形の人形・馬形・齋串が出土している。

人形は人間の分身として負わせた穢れを祓い、刀形はその呪力を持っていたものか、馬形には厄神を背に乗せて追放するという意味が込められていたのであろうか。また、人物墨描土器に描かれているのは追放されるべき疫病神なのか、その表情は北に住む蝦夷を念頭に置いて描かれたものか等々、想像は尽きない。このように俵田遺跡の祭祀遺構は、各遺物の出土地点によって復元が可能であり、陰陽道による祭祀場の具体的様子が窺い知れ

る貴重な資料である。

なお、人物墨描された赤焼土器の甕は、考古学的な年代が9世紀中葉に位置付けられるものであり、先に述べた陰陽師の出羽国派遣と合致している。性急には結び付けられないが、出羽国府で執り行われた陰陽道による律令祭祀の一例とみて間違いはない。

(2) 今塚遺跡

山形市北部の今塚地区に位置し、まみがさき馬見ヶ崎川左岸の微高地上に立地する。周辺には国指定史跡である嶋遺跡をはじめ、古墳時代の集落遺跡が数多く分布している。平成5年(1993年)の発掘調査で、古墳時代前期(4世紀)と平安時代(9世紀)を主とする複合遺跡であることが判明した。今塚遺跡からは、祭祀関連遺物として人面墨描土器1点と、「生」・「麗」等の墨書土器が一括出土している。

人面墨描土器は、9世紀中頃に比定される赤焼土器の坏である。外面に横向きの二体の人物が描かれ、その右脇には遠近法によるものであろうか、右手を上げて歩んでいるような一体の人物が抽象的に表現される。二体の人物像は、朝服に用いた冠であるぼくとう幞頭をかぶり、袖の長いほう袍を着用していると思われる。手には呪符などを挟んだ、祓い用の棒を持ちかざす様子が看取され、陰陽師の祈禱風景を描写したものとも考察される。一方、内面には「一等書生伴」や、「□等書生丈部」などの文字が墨書されている。「書生」は地方官人の職制で、経文などを書き写す人のことを指し、郡の規模に応じて定員が規定されていた。書生に階級は存在しなかったようであるが、「一等」は官人の職務に応じた等級とも解釈される。「伴」や「丈部」は姓名であろう。

墨書土器は河川跡や溝跡内から多くが出土したが、溝跡1条の特定個所に集中して出土した事例を認めた。その数は60個体以上に及び、意識的に一括廃棄された状況が窺い知れた。最も多い字種は「生」や「一麗」であったが、これらには同一字種ながら、達筆な字体や崩し字、あるいは簡略化したものなどが見受けられ、後者ほど数量が多い。おそらくは、識者が手本として書いたものを、複数人が模写したものであろうと考えられる。また「麗」の中には、呪符に類する字体のものが含まれている。

これら人面墨描土器や墨書土器の存在から、律令祭祀

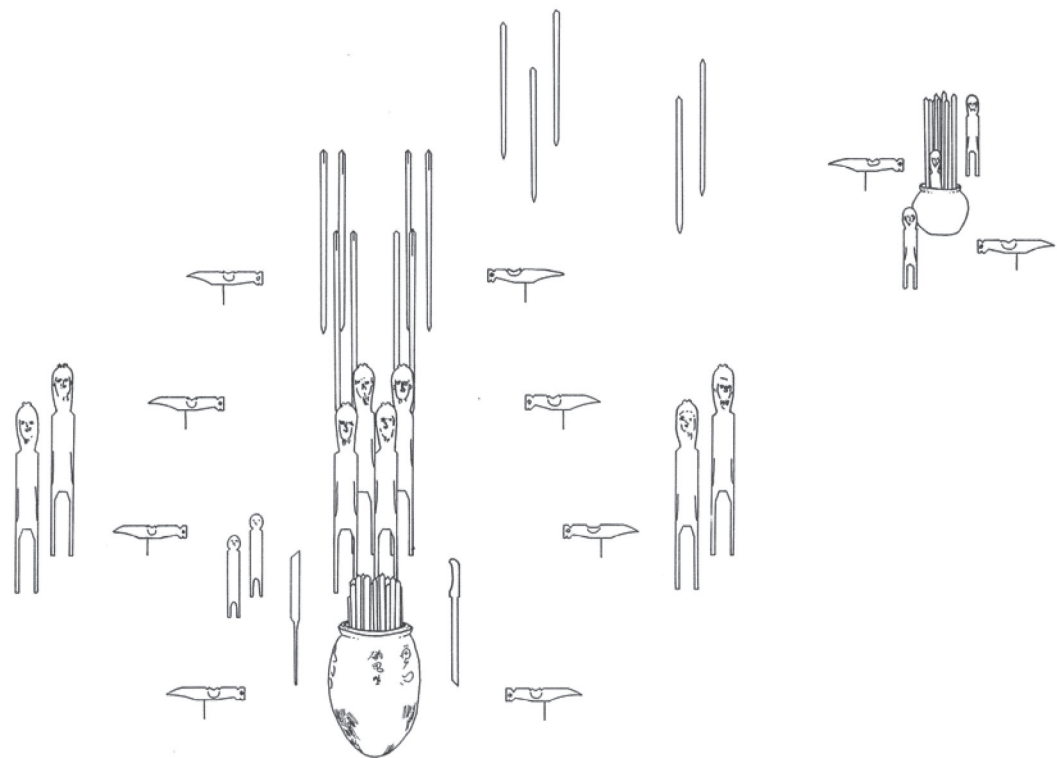


図3 俵田遺跡遺構配置図、祭祀遺構復元図

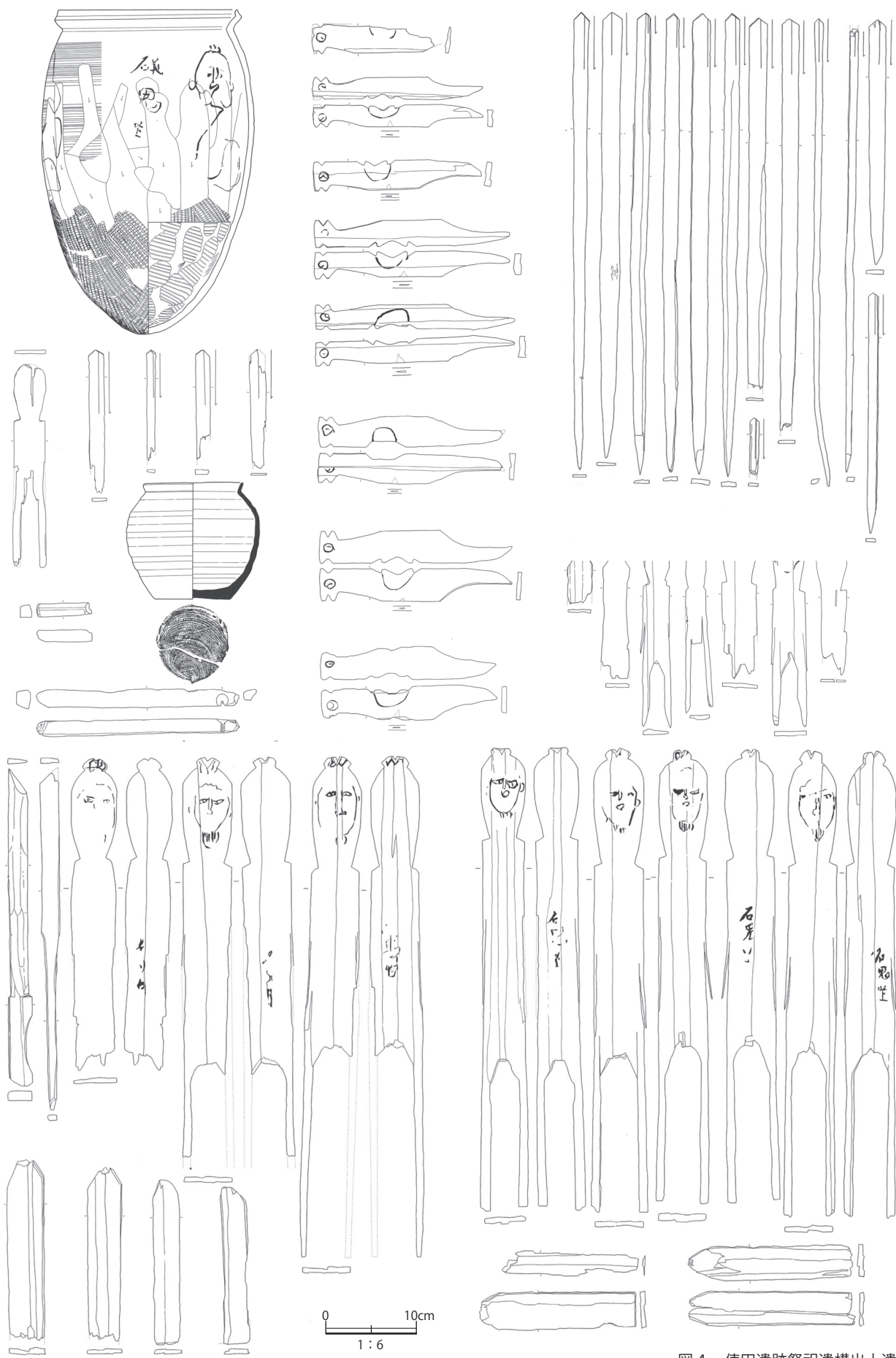
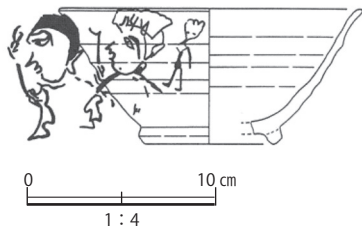


図4 俵田遺跡祭祀遺構出土遺物



一芒の赤生片

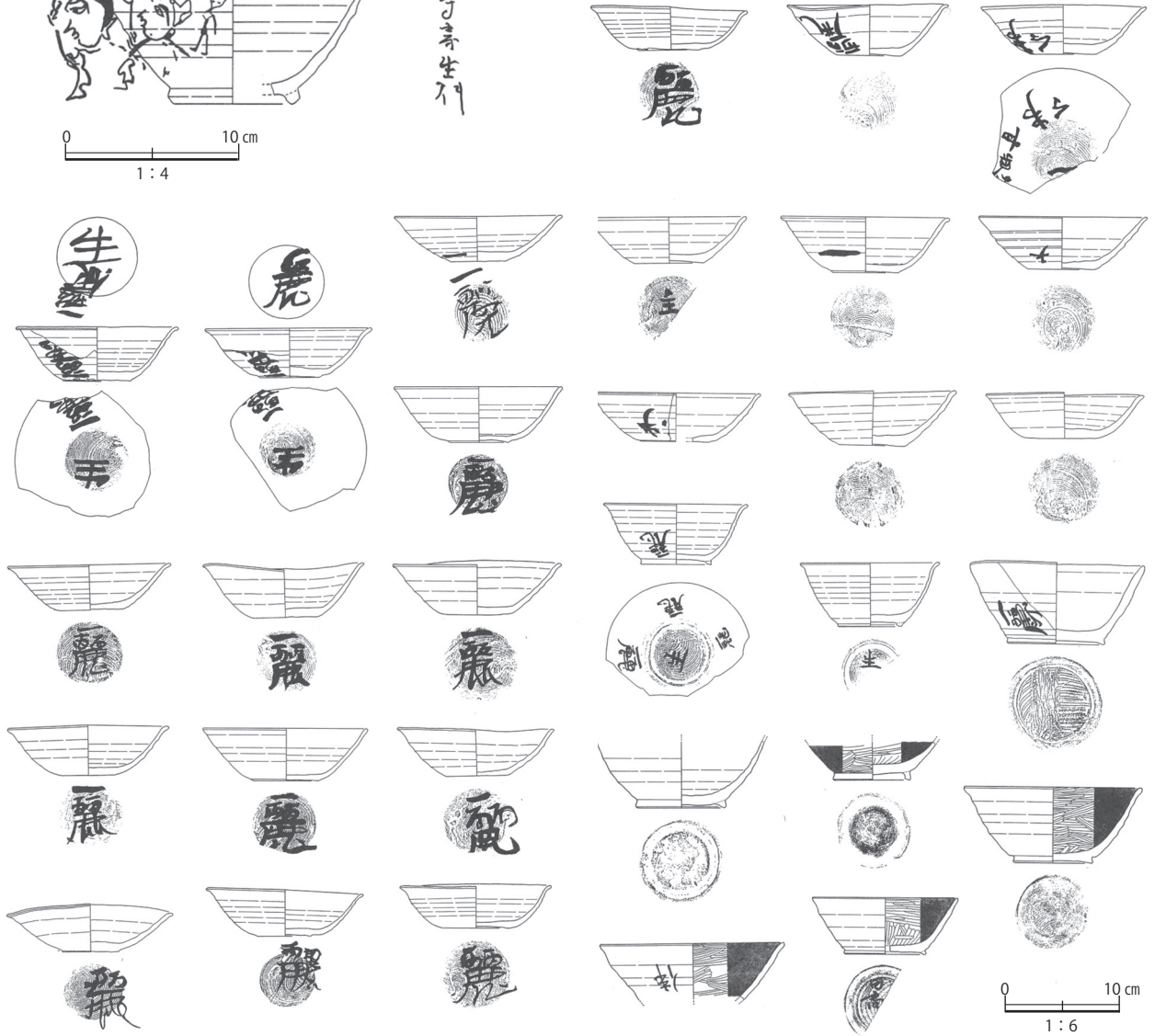


図5 今塚遺跡遺構配置図、出土土器

が行われたと判断される。水辺を利用した祓いの一例と推測され、「生」や「一麗」の墨書は、人心や社会の穢れを清浄化するという願いを意図して書かれたのであろうと思われる。当遺跡も俵田遺跡と同じく、9世紀中頃に続発した自然災害が原因で、困窮した社会背景の中での祭祀事例と捉えられる。

(3) 道伝遺跡

川西町下小松地区に所在し、犬川の河岸段丘上に立地する。昭和54年(1979年)の発掘調査で、寛平8年の年号が記された文書木簡が出土したため、翌年度より3カ年計画で重要遺跡確認調査が実施された。4年に及ぶ調査の結果、2面に底を有する大形のものを含む22棟の掘立柱建物跡群を検出し、木簡・絵馬・斎串・墨書土器・炭化米等々、多様な遺物が出土した。これらの成果から、遺跡は8世紀末から10世紀末にかかる約200年間存続し、置賜郡衙に比定されている。

昭和56年の調査で、溝跡から8世紀末葉の土器と共に2点の絵馬が出土している。10cm前後の方形を呈するもので、遺存状態の良い方の絵馬には左向きの飾り馬が描かれ、容姿は前脚を曲げ首は水平に下げた状態である。馬の口元からは手綱が張られ、尾は後方になびき、背には鞍が認められる。

古代において絵馬の奉納は、天変地異といった自然現象や、例えば蝦夷の反抗といった社会的な事件に対する鎮めとして、神霊に献上するものとされる。疫病が流行したり祈雨の時は、馬を殺して埋め、神を祀った。やがて生馬は土馬に変わり、平安時代になって絵馬が出現するようである。祓いに馬が用いられるのは、背に厄神を乗せて追放する意味が込められている。土馬は時代が下ると尾を跳ね上げて作られるようになるが、これは背負った穢れが再びこの世に戻らないことを祈ってのことと考えられている。絵馬の奉納もまた、国家的もしくは共同体的な祭祀行事として行われたものと思われる。

(4) 大浦B遺跡

米沢市中田町に所在し、8世紀後半代に成立した置賜郡衙と想定されている。柵列で区画した内部に建物群を整然と配置し、2期に亘って機能していたことが判明しているが、その構築に当たっては、既に集落として存在していた村を強制的に移転させたと考えられている。郡衙施設の東側には官人の居住地があり、延暦23年(804

年)に当たる「具注曆」^{ぐちゅうれき} 2)を反故にした漆紙文書が出土している、

古代における具注曆は毎年、中央の陰陽寮で作成され、中務省を経て諸司・諸国に頒布された。しかし、頒布の実態は、諸国の雑掌らがそれぞれ書写して持ち帰っていた。国府に備え置かれた具注曆は、さらに同様に書写されて国府内の諸機関や国分寺、そして郡家などにも備えられた。曆の制度はまさに古代の中央集権的な国家体制を表しており、律令国家支配の本質を象徴的に物語るものが具注曆なのである。漆紙文書は、曆や戸籍・計帳の類が大半を占める。曆はその翌年には不用となるため、真先に使用されたのであろう。中央から頒^わかれた曆がさらに転写されて広く一般にも普及し、ひいてはそこに記された陰陽思想が人々の日常生活を強く規制していたことが窺われる。

漆紙文書の中で最も出土例が目立つ具注曆の年紀は、8世紀中葉から9世紀初頭までの間に集中している。曆の示す年紀は、それぞれの地方官衙において大規模な造営や修理事業が行われた年紀に当たっているとすれば、計り知れない史料価値を有していることになる。

(5) 馳上遺跡

米沢市役所の東方約1kmに位置し、5世紀後半から9世紀後半にかけて断続的に営まれた集落跡で、これまで都合6次に亘る発掘調査を実施している。遺跡の西側を流れる羽黒川の支流であったと思われる河川跡が数条確認され、時代による流路の変遷が窺われた。河川跡からは多くの墨書土器と、平成12年(2000年)の第1次調査では、祈祷に用いたと考えられる呪符木簡が出土している。

木簡は中折れして欠損部位も生じるが、表裏両面に文字が読み取れる。表面とみられる上端部には、梵字と思われる付籙^{つろく}の後に「鬼」が三文字書かれ、呪符木簡に特徴的な表記法である。以下には「八龍王水八竜王草木万七千」と記載され、裏面と合わせ「龍王」あるいは「竜王」という言葉が繰り返し書かれている。龍王とは、龍の形をして水中に住む水の神のことで、仏典などでは雨乞いの神としてしばしば登場する。「龍王」の語の前には「八」が冠せられており、法華経説法の座に列したという八種の龍王のことを指している可能性が高い。さらに、龍王の後の「草木万七千」は、おそらく雨が降って

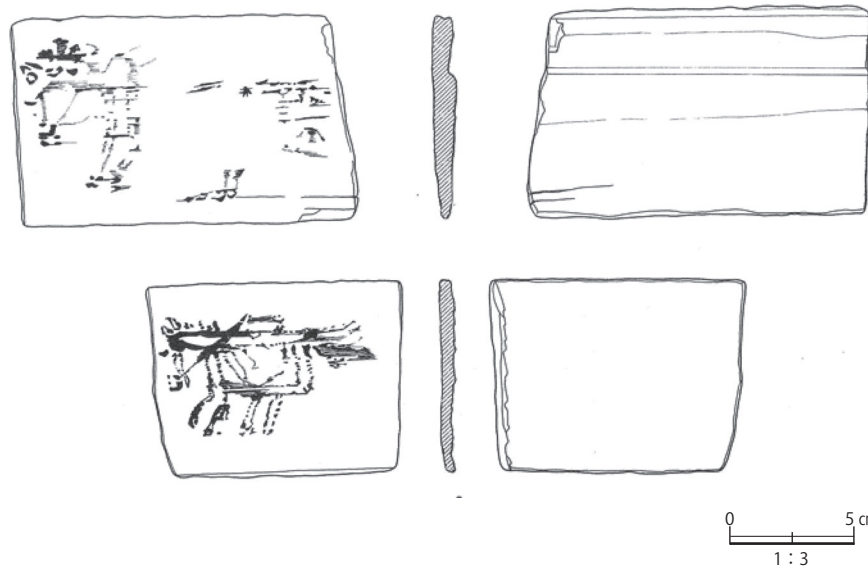


図6 道伝遺跡遺構配置図、出土絵馬



二、積文

- × 厲疾 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ ×
- × 大歳位 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ ×
- × 木危 辟臨 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ ×
- × 大歳位月徳祠祀壞垣破屋伐樹解除 □ □ □ □ ×
- × 西木成沐浴大歳位謝土祀并解除除服 □ □ □ □ ×
- × 戌水収 大歳位漁獵種蒔吉 □ □ □ □ ×
- × 癸亥水開下弦 陰錯重厭 □ □ □ □ ×
- × 水澤 沐浴 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ ×
- × 甲子金閉腹堅 大歳位天恩天赦歸忌血祠祀 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ ×
- × 沐浴 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ ×
- × 景寅火除除足甲 大小歳前天恩拜官結響娶 □ □ □ □ ×
- × 除小過内 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ ×
- × 大小歳前天恩往亡 冊授 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ ×
- × 大小歳對天恩復裁衣買納 □ □ □ □ ×
- × 過外大歳位 □ □ □ □ ×

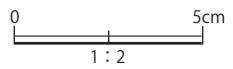


図7 大浦B遺跡遺構配置図、漆紙文書

大地を潤すことにより、草木が生育することを願った表現かと推定される。本木簡は河川跡から出土したことから、河川の枯渇あるいは増水による洪水を恐れ、水神である龍王に雨乞いまたは止雨を祈願した札であったと考えられる。

墨書土器は須恵器や土師器坏の底部もしくは体部に文字が記され、その数は100点以上に及ぶ。字種は「大十」（本＝奉カ）が最も多く、「王」や「大王」といった文字も数点認められる他、ヘラ先等で刻書されたものも出土している。これらの文字が意味するのは、呪符木簡と同じく祈祷であったと思われる、河辺において祭祀が行われた際に投げ込まれたものと考察される。

降雨を祈願する“祈雨法”は、密教においても仏法の功德を示す最も重要な修法として執行された。祈雨法を成就させるためには、神仏の加護が必要なことは言うまでもないが、他に天象（特に日月及び雲などの気色）についての知識が不可欠であり、この分野の権威とも言うべき陰陽道の知識が仏教にも流れ込んでいる。陰陽道と他の宗教との習合は、奈良時代から徐々に現れ始めたが、特に平安期に興った真言・天台の密教と最も密接に結び付いた。

7 律令国家の実像

平城京に都を置いた天皇中心の律令国家は、蝦夷征討という手段で国土統一を果たそうとした。出羽国や陸奥国に身を置く律令政権の官人たちは、北の蝦夷の反抗に悩まされ、加えて続発する災害に疲弊していった。厄災から逃れようと、また心の拠りどころとして仏教や陰陽道にすがり、国家の安寧を実現しようとしたのであろう。

国分寺は鎮護国家を願うというひとつの目的をもって営まれた寺であり、その造りに共通する面も窺うことができるが、その規模は国の格によってそれぞれ異っており、伽藍配置も統一されたものではない。所在地の多くは国府が置かれた同じ郡であり、国府や国分尼寺と近接している場合が多い。伽藍配置は回廊の中に金堂と塔が置かれるものと、塔が回廊の外に置かれるものがあり、後者はより新しい時代の配置となる³⁾。

律令国家の城柵には、城主（城司）として国司四等官かみ すけ じょう さかん（守・介・掾・目）のほか、国博士・医師ししゅう・史生などの官人と、鎮官ちんかん（鎮守府將軍・將監・將曹）などの武官が

駐屯した。こうした中央官人・高級官僚は数人で、その下には文書などを記したり清書する下級の役人、筆・墨の製造や紙すきを行う職人、兵器を造る工人、まかないや雑務をこなす使用人など、種々の業務に携わった者がいる。また、蝦夷と交渉を持つために通司と呼ばれる通訳が置かれ、多くの軍団兵士が駐屯した。

律令政府は円滑な行政のために、官人のあらゆる階層に対して文字教育を徹底的に行った。平城京をはじめとする全国の8～9世紀の都城・城柵・寺院・集落などの遺跡からは、文字資料が大量に出土する例がある。発掘調査で出土する文字資料には、木簡・漆紙文書・文字瓦・墨書土器等々、その種類は豊富である。律令とは成文法典であり、文字資料の存在は律令による政治が行われていたことを示唆している。それらすべてにきちんとした内容のものが記されている訳ではなく、木簡や墨書土器の中には、手習いを重ねたために一字一字の文字を読み取ることができなくなったようなものも含まれている。文字は単に読むことができ、書くことができるというだけでは駄目で、書かれた内容が理解できなければならないことから、官人たちは必至になって文字を学んだと思われる。全国各地で墨書土器等が出土しており、文字が広い範囲に普及したことが知られる。文字資料と共に硯の出土数も多く、特に須恵器の破片を利用した転用硯が目立つ。転用硯は一般（下級）官人が使用したものであり、墨書土器等の大量出土と相まって、むしろすべての役人が文字に接していたことを示している。すなわち、文字を媒体とした行政が推し進められていたことが窺われるのである。律令制の進行に伴って文字の普及が急速に高まるが、律令体制が崩れ始めていく10世紀代の遺跡からは、当然のことながら文字資料の出土数が少なくなる。

人面墨描土器は、穢れをその中に封じ込めるために使われたものであり、その分布はさほど密度の濃いものではないが、北は秋田城から南は大宰府まで、全国的に見られると言ってよからう。この時代には神祇・仏教・陰陽道などを拠りどころとした色々な祭りや祈りが行われ、そうした際には人形や齋串などの木製品、土馬⁴⁾等のミニチュア土製品などが使われた。祭りや祈りは国家の行事として行われており、律令の規定の中には、どの役所が担当するのかということもきちんと決められてい

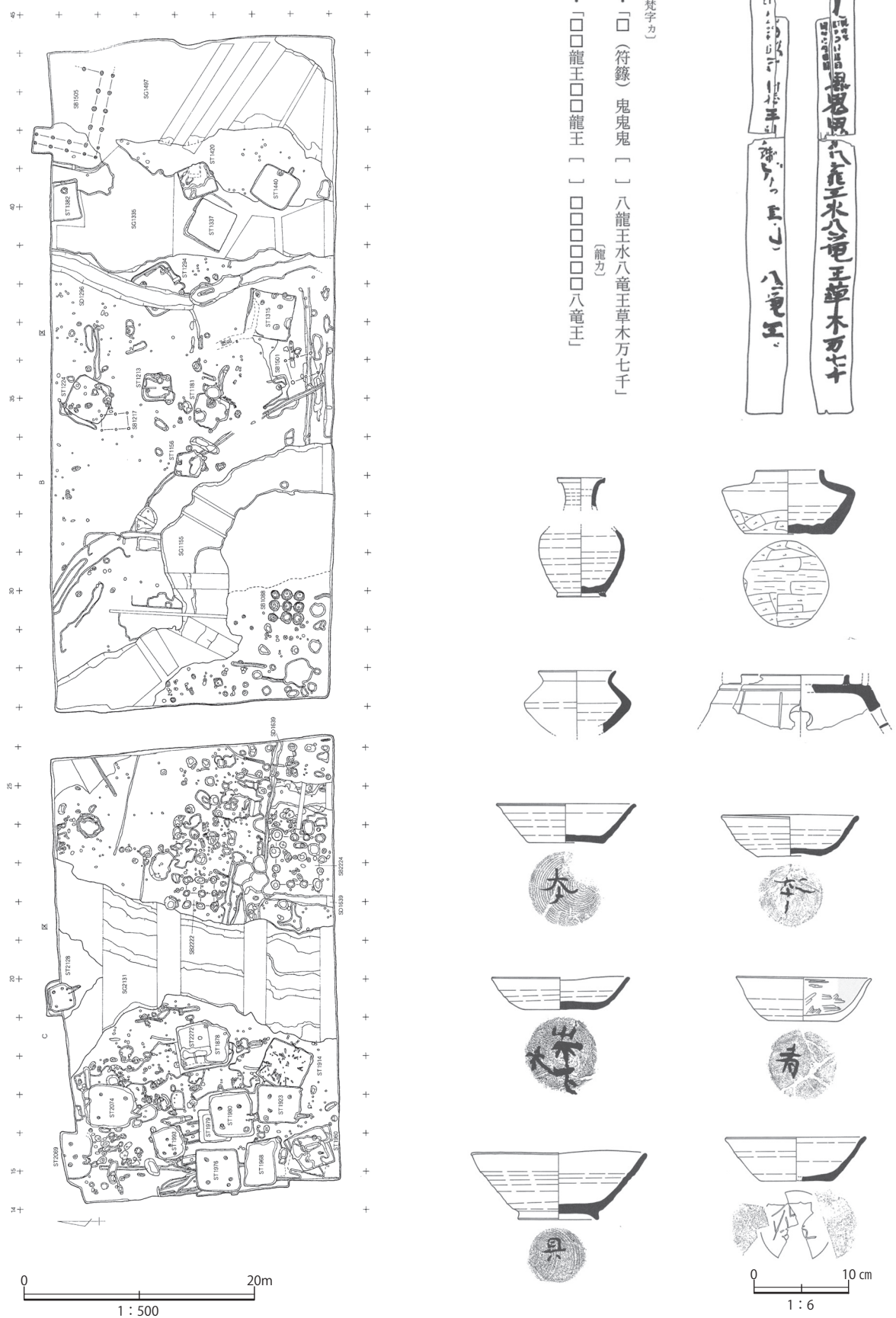


図8 馳上遺跡第1次調査遺構配置図、出土遺物



図9 平城宮跡出土土馬

『日本書紀』卷三〇 持統天皇三年正月三日

詔曰、務大肆陸奥國優嗜曇郡城養蝦夷脂利古男麻呂、與鐵折、請別鬢髮為沙門、詔曰、麻呂等少而閑雅寡欲、遂至於此蔬食持戒、可隨所請出家修道、

【訳文】

詔して曰く「務大肆の位にある、陸奥國優嗜曇郡の城養（きこ）の蝦夷脂利古（しりこ）の息子である麻呂と鐵折（かなおり）が、鬢髮を剃って僧になることを願いだした。」
詔して曰く「麻呂達は年若くして物静かで穏やかで氣品が備わり欲深くない。既に修行して、粗食蔬菜を続け、戒律を守っている。本人達の願ひ通り出家修道させなさい。」

表2 延喜式の構成

| 巻数 | 官司 | 管掌官司 | 主な職掌 |
|-------|-----|------|----------------------|
| 1～10 | 神祇官 | | 全国の神社や祝部の管理・総括 |
| 11 | 太政官 | | 八省百官を統括する最高機関 |
| 12 | 中務省 | | 天皇の身边諸事の補佐、詔勅の宣下 |
| | | 中宮職 | 后妃に関わる事務全般 |
| 13 | | | 大舎人寮 名簿・勤務・組分・容儀の管理 |
| | | 図書寮 | 宮中書籍の保管・書写、国史編纂 |
| 14 | | 縫殿寮 | 宮中の衣服製造の管理・監督 |
| 15 | | 内蔵寮 | 皇室の宝物や日常用品の調達・管理 |
| 16 | | 陰陽寮 | 天文観測、暦の作製、呪術、時刻報知 |
| 17 | | 内匠寮 | 宮中の備品や儀式用具の制作 |
| 18・19 | 式部省 | | 文官の人事考課、叙位・叙任 |
| 20 | | 大学寮 | 官吏を目指す学生の教育、試験 |
| 21 | 治部省 | | 姓氏・継嗣・婚姻等の戸籍事務 |
| | | 雅楽寮 | 公的行事での音楽演奏・舞踊 |
| | | 玄蕃寮 | 寺院僧尼の管理、仏事法会の運営 |
| | | 諸陵寮 | 陵墓の管理、皇族喪儀の運営 |
| 22・23 | 民部省 | | 財政・租税一般の管轄 |
| 24・25 | | 主計寮 | 税収の掌握、徴税量の監査 |
| 26・27 | | 主税寮 | 租税の管理、地方財政収支の監査 |
| 28 | 兵部省 | | 武官の人事、軍事の統括 |
| | | 隼人司 | 薩摩国からの徴発兵の管理事務 |
| 29 | 刑部省 | | 司法全般の管轄 |
| | | 囚獄司 | 京内獄舎の管理、囚人の監督 |
| 30 | 大蔵省 | | 錢貨の出納・保管、朝廷倉庫「大蔵」の管理 |
| | | 織部司 | 貴族・官人の織物の製造 |

| 巻数 | 官司 | 管掌官司 | 主な職掌 |
|-------|------|------|---------------------|
| 31 | 宮内省 | | 宮中庶務の統括、皇室財産の管理 |
| 32・33 | | 大膳職 | 公式宴会での調理 |
| 34 | | 木工寮 | 宮廷の建築・土木・修理、職工の管理 |
| 35 | | 大炊寮 | 神事・仏会での炊飯支給 |
| 36 | | 主殿寮 | 内裏の施設管理、消耗品の補充 |
| 37 | | 典薬寮 | 天皇・貴族への医療・調剤 |
| 38 | | 掃部寮 | 内裏殿の清掃、宮中儀式の式場設営 |
| 39 | | 正親司 | 皇族名簿の作成管理 |
| | | 内膳司 | 天皇の食膳「供御」の調理 |
| 40 | | 造酒司 | 宮中内の酒や酢の醸造と管理 |
| | | 采女司 | 郡司・豪族出身の女官の監督 |
| | | 主水司 | 飲料水の確保、氷室での業務 |
| 41 | | 彈正台 | 中央行政の監察、京内の風俗の取締り |
| 42 | 京職 | | 左京・右京に関わる行財政や司法を担当 |
| | | 市司 | 市場の管理、交易・商品価格の決定 |
| 43 | 春宮坊 | | 皇太子家の家政事務全般 |
| | | 主膳監 | 東宮に関わる飲食 |
| | | 主殿署 | 東宮に関わる日常全般 |
| 44 | 勘解由使 | | 官吏の交替引継業務に関する監査 |
| 45 | 近衛府 | | 内裏内の警護、行幸の際の供奉 |
| 46 | 衛門府 | | 大内裏内の警護巡検、行幸の際の供奉 |
| 47 | 兵衛府 | | 内裏周囲の警護、行幸の際の雑役 |
| 48 | 馬寮 | | 朝廷や諸国の牧場、馬及び馬具の管理事務 |
| 49 | 兵庫寮 | | 儀仗用・兵仗用武器の製造と管理 |
| 50 | 雜式 | | 総記的な内容、補遺的な内容 |

たとされる。しかし、例えばどのような祭具を使うのかという細部まで詳しくは記されていないので、律令を施行するに当たって、その細則は『延喜式』⁵⁾に示された。

10世紀初頭に編纂された『延喜式』の内容は多岐にわたり豊富であり、9世紀前半から中葉にかけての規定が示されている。その記述の中で、祭具として人形の類は見られるが、土馬や人面土器は登場しないという。これらは明らかに律令体制の中での産物であり、前項で記載した遺跡他においても出土例が知られる。このことは、編纂当時すでに使われなくなった、もしくは形が変わったことなどが考えられよう。すなわち、年代と共に祭りや祈りの形態が変化していったと捉えられるのである。

祭りは古代においてはとりわけ大事なことなので、全国にその方法が指示されていたのであろうが、例えば人面土器の器種として東国では土師器の甕が多いことなど、若干の地域差が認められる。

註

- 1) 「律令のごとく急ぎなされ」の呪文で、「鬼よ、災厄よ、速やかに去れ」という意味合いをもつ。
- 2) 延暦23年12月18日から28日までのもので、書き写す際に脱行したのであろうが、24日分が抜けている。具注暦は上中下の三段に分けて書かれたもので、上段は日付・干支・納音・十二直からなり、中段には二十四節気と七十二候、下段には暦注が記載されている。最近も一部用いられている和暦の原形で、気候やその日の事の吉凶などを陰陽師が占い、書き表したものである。
- 3) 塔は仏舎利を納めた建物であるが、回廊の外に置かれるのは時代が下がるにつれ、その重要性が次第に薄れていくと解されている。
- 4) 土馬は白鳳時代以降、平安時代の前半まで普遍的に出土する祭具であるが、時代によって少しずつ形が変化する。初期のものは尾が下がっているが、奈良時代のものは尾が跳ね上がった形で作られ、平安時代には犬のような形のものすらあった。ほとんどのものが一部を欠いた形で出土する。これは、穢れを背負わせて追いやり、再びこの世へ戻らないことを祈ってのことと考えられている(森1988)。
- 5) 全50巻、約3300条からなり、神祇官(巻1～10)、太政官八省(巻11～40)、その他の官司(巻41～49)及び雑式(巻50)と、律令官制順に配列された、養老律令の施行細則を集大成した古代の朝廷運営マニュアル。

引用文献

- 尾形與典 1980『堂の前遺跡昭和53・54年度調査略報』山形県埋蔵文化財調査報告書第30集 山形県教育委員会
 加藤稔 1988「出羽国のはじまり」『図説山形県史』別編1 pp.51-66 山形県
 川崎利夫 1982「第九章第二節 東北古代仏教と寺院の成立」『山形県史』第1巻 原始・古代・中世編 pp.530-545 山形県
 菊地政信 2004『大浦B遺跡発掘調査報告書』米沢市埋蔵文化財調査報告書第83集 米沢市教育委員会
 酒井英一 2000「信仰とまじない」『図説庄内の歴史』pp.58-59 郷土出版社
 佐藤鎮雄 2010「第四章 広まる仏教と陰陽道」『平安初頭の南出羽考古学—官衙とその周辺—』pp.97-108 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館
 佐藤庄一・安部実 1984『俵田遺跡第2次発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財調査報告書第77集 山形県教育委員会
 須賀井新人・植松暁彦 1994『今塚遺跡発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財センター調査報告書第7集 財団法人山形県埋蔵文化財センター
 須賀井新人・黒沼幹男・佐藤明日香 2002『馳上遺跡発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財センター調査報告書第101集 財団法人山形県埋蔵文化財センター
 高橋敏 2001『太夫小屋1・2・3遺跡発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財センター調査報告書第81集 財団法人山形県埋蔵文化財センター
 手塚孝・菊地政信 1993『大浦B遺跡発掘調査報告書』米沢市埋蔵文化財調査報告書第36集 米沢市教育委員会
 戸矢学 2006『陰陽道とは何か—日本史を呪縛する神秘の原理—』PHP 研究所
 藤田宥宣 1984『道伝遺跡発掘調査報告書』川西町埋蔵文化財調査報告書第8集 川西町教育委員会
 三宅正浩 1997「第3章 東北の古代」『「あつれき」と「交流」—古代律令国家とみちのくの文化—』pp.63-69 大阪府立近つ飛鳥博物館
 森都夫 1988「7文字の普及、8土器を使うまじない」『畿内と東国—埋もれた律令国家—』pp.24-29 京都国立博物館

図版出典

- 図1：(尾形1980：第7図、図版1)
 図2：(高橋2001：第3図、第64図15、第84図15、第87図18、第90図8、第93図14～16、第94図1、第97図9、第105図1、第110図4、第117図9、第118図11、第137図18、第138図15、第141図6)
 図3：(佐藤ほか1984：第4図、第45図)
 図4：(佐藤ほか1984：第22図、第24～30図)
 図5：(須賀井ほか1994：第4図、第48図154、第51図、第52図186～188、第53図)
 図6：(藤田1984：付図、第35図)
 図7：(菊池2004：付図、手塚ほか1993：第63図148)
 図8：(須賀井ほか2002：付図、第11図5、第21図5、第42図9、第79図2、第86図12、第93図、第96図14、第97図10～12、第102図10)
 図9：(森1988：図版515・516)